

【議題 1 資料】

## 地域ケア推進会議について

平成27年度 第2回大阪市地域包括支援センター運営協議会

平成27年9月

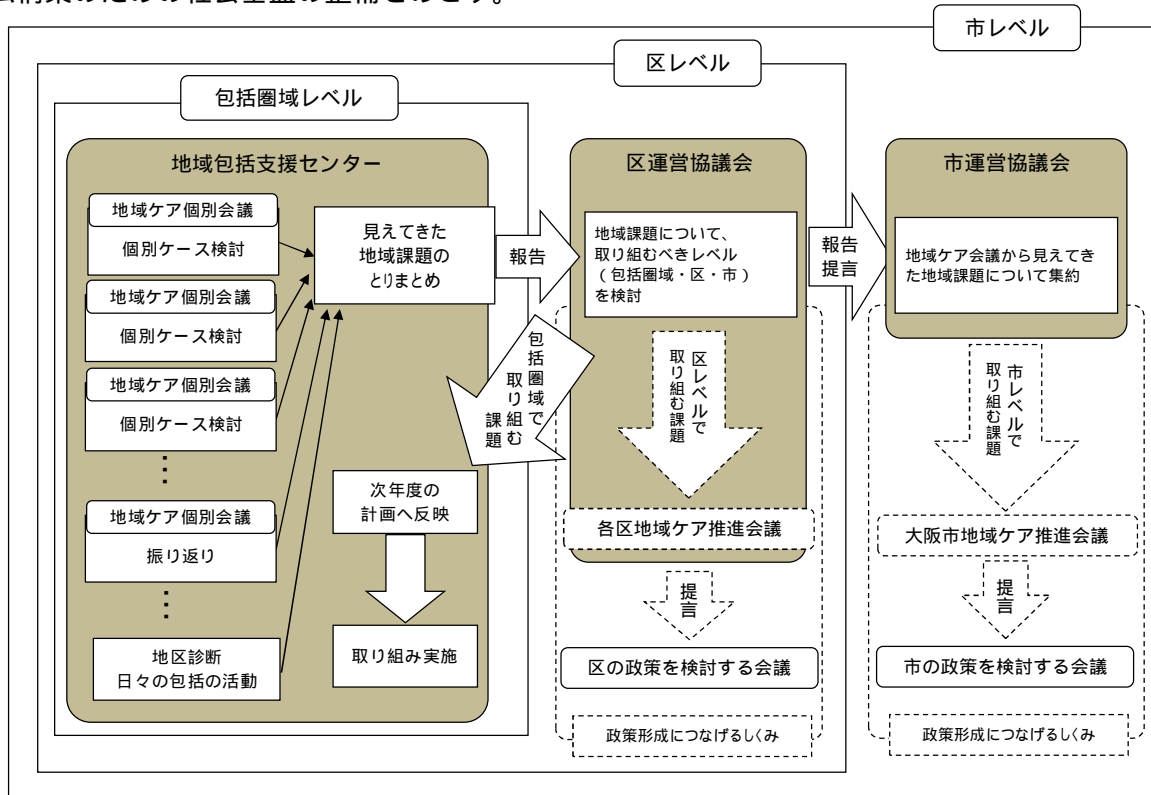
大阪市 福祉局 高齢福祉課

# 「地域ケア推進会議」について（案）

## 1. 目的

地域ケア会議が、新たに介護保険法制度の中に位置づけられ、これまでの個別事例を検討し自立支援に資するケアマネジメント支援をおこなうことに加え、個別ケア会議から見てきた課題を政策形成につなげていくこととされた。現在、本市においては、区の運営協議会において地域ケア会議から見てきた地域課題の取り組むべきレベル（包括圏域・区圏域・市圏域）の検討をおこなっている。

本市において全体で取り組むべき市圏域の地域課題について、「大阪市地域ケア推進会議」を設置し、解決に向けた検討をおこない、問題を解決するための方策の施策化を推進することで、地域包括ケアシステム構築のための社会基盤の整備をめざす。



## 2. 設置

現行の大阪市地域包括支援センター運営協議会を「大阪市地域ケア推進会議」と位置づける。

また、課題整理や提言案の作成作業などの準備的作業については、高齢者関連施策を所管する部局の本市職員及び外部有識者で構成する「ワーキンググループ」において行う。

